

一般社団法人の理解③

-一般社団法人設立の メリット・デメリット-

1. 一般社団法人のメリット①-設立コスト・事業内容等-
2. 一般社団法人のメリット②-社会的信用力・税法上優遇等-
3. 一般社団法人のメリット③-基金制度・入会資格・監督庁は?-
4. 一般社団法人のデメリット①-非営利型要件・事務局運営・利益分配-
5. 一般社団法人のデメリット②-役員登記手続き・資金調達手段-



1. 一般社団法人メリット①：

ーポイント概要ー

1. 「**登記申請のみ**」で設立できる
2. 「**小規模**」であっても設立できる
3. 「**設立コスト**」が安い
4. 「**事業内容の制限**」がない



(注1)現法→**法務局の登記手続きのみ**で設立可能（以前：都道府県知事等による審査）

(注2)小規模な事業形態でも設立可能→**社員は2名以上必要／理事は1名で可**

→監事は任意／**社員と理事は兼任可能（最低2名で設立可能）**

(注3)一般社団法人には資本金の概念がない→**設立時に財産出資不要(0円設立可能)**

→但し、定款認証費用・登録免許税等の法定実費は必要

→株式会社の様な多くの書類を作成・準備する必要が無い→**手間・費用削減**

(注4)**事業内容・目的に制限が無い**→但し、法律に抵触しないことが大前提

→公益事業・共益事業(法人会員に限定される事業)・**収益事業も可能**

2. 一般社団法人のメリット②：

ーポイント概要ー

5. 「収益事業」課税だが→それ以外の事業は「非課税」（税法上優遇）
6. 「社会的信用力」がある→法人格を持たない任意団体より上位
7. 「公益性があるイメージ力」→福祉事業・高齢者事業に適している

(注1) **非営利型の要件**を満たせば→収益事業から生じた所得以外「非課税」
→要件を満たすことが重要（**税法上の優遇措置**）

(注2) 類似事業内容でも「**法人格を持たない任意団体は信用力が低い**」
→事業主や代表等の個人的・俗人的要素が大きい
→**一般社団法人化することで「事業継続」可能**→社会的信用力
→登記簿謄本等から事業内容等確認・チェックが出来る

(注3) 同じ事業内容を株式会社で行った場合と一般社団法人で行った場合では？
→一般社団法人の方が公益性があると思われる→**社会的イメージ力**



3. 一般社団法人のメリット③：

ーポイント概要ー

8. 「**基金・寄付金**」を集めやすい
9. 「**入会資格**」を限定することが出来る
10. 「**行政への報告義務**」→不要

(注1) 「**基金制度**」の設置が可能→資金を確保する手段

→株式会社の様に資本金が無い

→公益性のイメージが強いので「**基金や寄付金**」を集めやすい法人形態

(注2) 「**入会資格**」を一定の者に**限定**することが出来る

→意図しない者の入会を拒み、**活動に適した会員に限定出来る**

(注3) 「**監督庁**」は一般社団法人にはない

→行政からの活動制約もなく、報告義務もない

→NPO法人は所轄庁による監督制度がある



4. 一般社団法人のデメリット①：

ーポイント概要ー

1. 「**利益の社員への分配**」 → 不可
2. 「**必要な書類作成**」 → 貸借対照表の公告・税務申告・役員再任手続等
3. 「**非営利型でなければ**」 → 株式会社と変わらない

(注1) 一般社団法人 → 非営利法人 → **事業活動の利益を社員に分配は不可**

(注2) 定時社員総会開催の必要が有る（最低でも毎年1回）

(注3) 書類作成義務(貸借対照表の公告・税務申告・役員再任手続等)・保存義務

(注4) **事業内容・法人の累計に対応した「会計基準」の選択**が必要

(注5) 法律で定められている事務作業が多い → 事務局運営能力が問われる

(注6) **非営利型要件を満たさなければ** → 株式会社と同様、**全ての事業が課税対象**

(注7) 非営利型であっても「収益事業」には課税される

→ 非営利型事業の例：医療・福祉・地域振興等

→ 収益事業は**34種類**ある



5. 一般社団法人のデメリット②：

ーポイント概要ー

- 4. 「役員登記手続き」の必要性
- 5. 「株式市場への上場」→不可

(注1) **理事の任期が最長で2年、監事の任期が最長で4年**

→任期満了→再任・法務局登記の必要性（株式会社より頻繁に発生）

(注2) 株式市場への上場→当然ながら不可能

→将来、**事業を拡大し、多くの利益を得たいという考え方にはマッチしない**

→そもそも、一般社団法人は「営利を目的としない」非営利法人

→出資者に分配するという概念が無い

(注3) 資金が必要な場合→**「基金制度」を活用**

→株式会社の株氏主とは異なり、利益分配・議決権等はない

